

余裕期間を設定する工事の取扱いについて

令和4年10月
仙台市交通局施設課
財務課

平成28年6月にお知らせしておりました標記の取扱いについて、今般、監理技術者制度運用マニュアルに倣い余裕期間の範囲等について、以下の通り改正することとしました。

※二重線部が今回の改正箇所となります。

1. 目的

仙台市交通局が発注する工事において、計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的とし、余裕期間を設定し、全体工期内で実工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式を導入しています。

2. 余裕期間の設定

発注者が計画的な工事発注や円滑な工事施工体制の整備を図る必要があると判断した場合、実工期の始期を指定（以下、「着手指定日」という。）し、余裕期間を設けた工事請負契約を締結することができるものとします。なお、余裕期間を設け、着手指定日を明示した場合、入札公告等における配置技術者の要件については、次のとおり取扱うものとします。

【通常】 契約日の前日までに当該他の工事が完了できる者であること。

【取扱】 指定条件を満たす場合には、着手指定日において他の工事現場に配置技術者として配置されていないこと。

3. 対象となる工事（指定条件）

余裕期間を設け着手指定日が現場説明書等に明示されている工事であること。

4. 適用年月日

令和4年11月11日

5. 用語の定義

- (1) 全体工期： 余裕期間と実工期の合計で、契約上の始期と終期を示す期間のこと。
- (2) 余裕期間： 労働者の確保や資機材の調達準備（現場搬入は不可）を行う期間のこと。
- (3) 実工期： 実際に工事を施工するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む。

6. 余裕期間の範囲

- (1) 余裕期間は、6ヶ月を超えない範囲とします。
- (2) 当初契約締結後、受発注者協議（受発注者双方の理由による場合）により、着手指定日を変更し早めることができるものとします。なお、着手指定日を早める場合は、専任を要する技術者が他の工事の技術者と重複することのないよう、建設業法を遵守して下さい。
- (3) 当初契約締結後、受発注者協議（発注者の理由による場合で受注者の理由は不可）により、着手指定日を変更し遅らせることができるものとします。なお、着手指定日を遅らせる場合も、変更後の余裕期間は 6ヶ月を超えない範囲とします。

7. 積算関係の取扱い

営繕工事の共通費などの算定にあたっては、余裕期間はその算定対象に含まないものとする。

8. 契約関係の取扱い

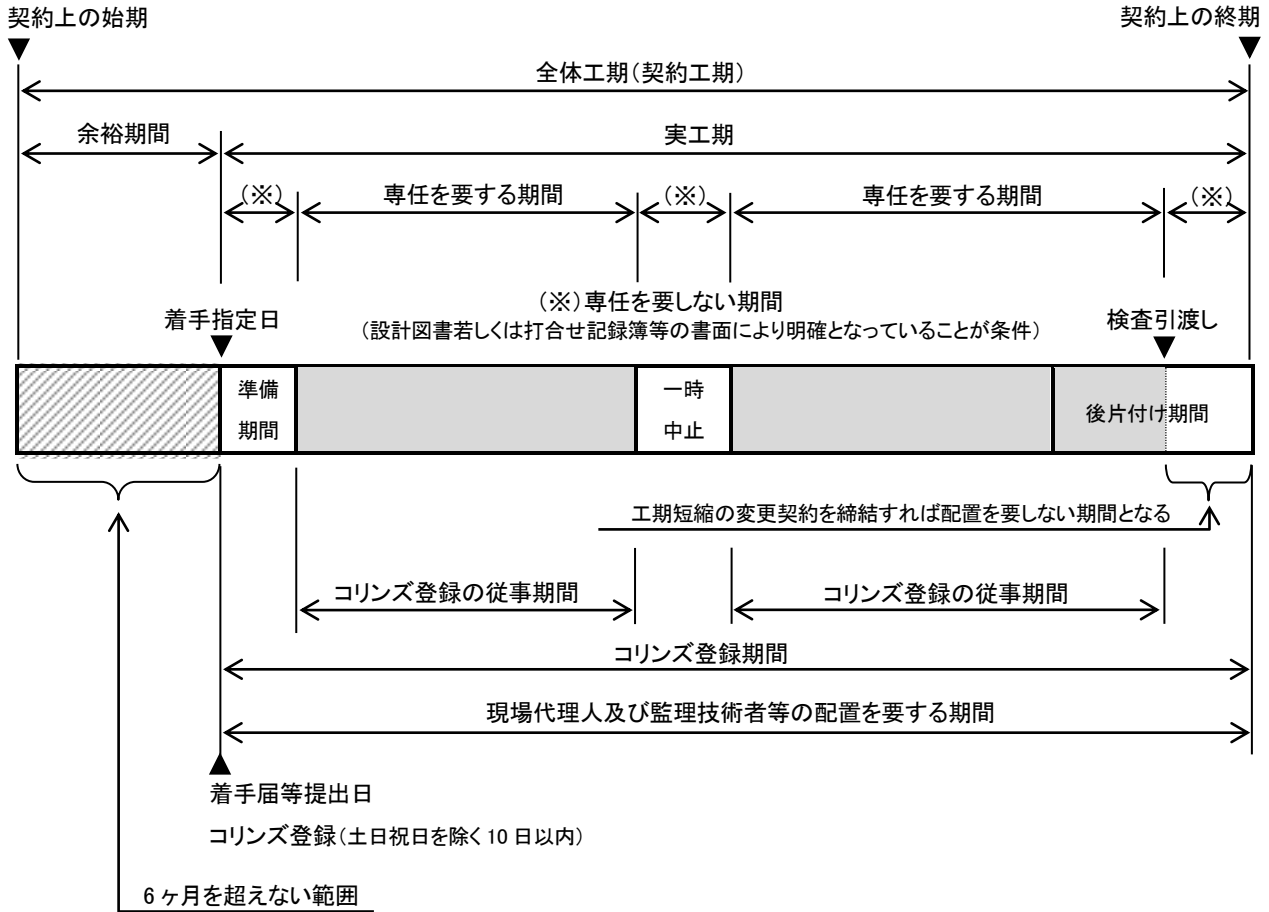
- (1) 余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等の配置は不要とします。
- (2) 工事請負契約書、その他契約関係書類及び工事関係書類に記載する工期は、全体工期とします。
- (3) 工事实績情報サービス（CORINS）は、実工期にて登録するものとし、着手指定日（変更後の着手指定日含む。）後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録申請するものとします。
- (4) 工事請負契約書第 3 条の規定に基づく、着手届、請負代金内訳書及び工程表の提出及び第 10 条の規定に基づく、現場代理人及び監理技術者等の通知は、着手指定日に提出又は通知するものとします。なお、工程表は余裕期間も含めた全体工期を記載するものとします。
- (5) 工事請負契約書第 4 条の規定に基づく、契約保証の期間は全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期までを対象とするものとします。
- (6) 工事請負契約書第 16 条第 2 項の規定に基づく、工事用地の管理は、着手指定日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとします。
- (7) 工事請負契約書第 34 条第 1 項の規定に基づく、前払金の支払いの請求は、着手指定日以後でなければできないものとします。

9. お問合せ先

交通局 鉄道技術部 施設課 計画係	電話	022-712-8366
交通局 総務部 財務課 契約管財係	電話	022-712-8333

余裕期間を設定する工事の取扱い

○ 余裕期間を設定した工事のイメージ



○ 手持ち工事と余裕期間を設定した工事の関係イメージ

